#### 北区景観づくり計画(案)のパブリックコメントの実施結果

#### 1. パブリックコメントの概要

意見提出期間:平成27年4月1日(水曜日)~平成27年5月11日(月曜日)

• 意見提出者数:16名 (内訳)持参:4名、郵送:2名、ファックス:2名、ホームページ:8名

• 意 見 総 数:55件 ※類似の意見はまとめさせていただきました。

周知方法:北区ニュース、北区ホームページ、説明会

• 案閲覧場所:区ホームページ、都市計画課、区政資料室、地域振興室、区立図書館

#### 2. パブリックコメントによる内容の修正箇所

掲載箇所	修正前	修正後
44ページ	<記載なし>	・荒川には、安全に水辺の自然に親しむことができる
②赤羽東地域		「北区・子どもの水辺」があり、「区民・行政との
【特性】		連携協力」などの取り組みが高く評価され、平成
		27年1月に「手づくり郷土賞」を受賞しています。
142ページ	・都電の車窓からの景観や、 <u>沿道から都電をみる</u> 景観	• 都電の車窓からの景観や都電を眺める景観に配慮
1都電の周辺の緑	に配慮し、都電沿線における緑化を進め、連続性の	し、都電沿線における緑化を進めるなど、連続性の
化を進める	ある良好な景観づくりを進めます。	ある良好な景観づくりを進めます。

# 3. 提出された意見の概要とそれに対する区の考え方

## (1) 景観まちづくりの基本的考え方について

No.	意見の概要	件数	区の考え方
1	「景観の概念」や「景観まちづくりの視点」には、生	1	景観における「生態系の側面」からの概念については、
	態系に関する側面が抜けており、生物の営みによって創		自然環境や生態系を踏まえた環境施策の方向性を示して
	られる景観も十分に考慮すべく、基本的考え方に位置づ		いる「緑の基本計画」や「環境基本計画」と連携を図り
	けるべきである。		ながら、景観づくりに反映してまいります。
2	住民の持つ素直な景観や景観保護のイメージと行政の	1	景観づくり計画の策定に際しては、区民の皆様へ、北
	定める景観の概念が大きく異なることが多い。住民の持		区の景観への評価や景観に対するイメージを調査し、景
	つイメージに統一して議論するべきである。		観まちづくりの基本的考え方を示すことにより、景観の
			概念や景観まちづくりの視点の共有を図ってまいりま
			す。
3	高齢者にとって、景観を含む住環境の大きな変化は、	1	景観まちづくりの基本姿勢は、「すぐれたものを"まも
	認知症をはじめ、様々な重大な病気の引き金になるとい		り、そだて"、足りないものを"つくり、おぎない"、阻
	うのが福祉の世界の常識である。現状を一気に大きく変		害するものを"なおし、とりのぞく"」という視点で、魅
	えるようなことのないようにすべきである。		力ある景観まちづくりを進めてまいります。
4	現状を保守する景観づくりを望む。	1	北区の地形や自然、歴史や資源を活かし、周辺と調和
			を図りながら、良好な景観づくりを進めてまいります。

## (2) 北区の景観特性と課題について

No.	意見の概要	件数	区の考え方
1	(3)②の赤羽東地域では、京浜通り商店街の他に、	1	ご意見の「北区・子どもの水辺」は、重要景観要素と
	北区・子どもの水辺協議会も「手づくり郷土賞」を本年		している「荒川」の水辺空間にあり、②赤羽東地域の【特
	1月に受賞している。また、(4)⑬荒川が重要景観要素		性】に取り組みに関する記載を加えます。
	とされているが、北区・子どもの水辺協議会のような自		
	然環境や生態系を重視した景観資源についての紹介がな		
	√1°		
	このような区民と行政の協働による維持管理の取組み		
	についても紹介していただきたい。		

#### (3) 景観まちづくりの基本目標について

No.	意見の概要	件数	区の考え方
1	「区民とともに まもり つくり そだてる 北区ら	1	景観まちづくりでは、「区民とともに まもり つくり
	しい景観をめざして」としているが、「区民とともに し		そだてる」ことで、区民の皆様が愛着を抱くことにより、
	たしみ まもり つくり そだてる」とし、親しむ要素		親しみが生まれるものと考えております。
	を付け加えたらどうか。		そのため、基本目標において、この3つの視点を掲げ
			ています。

## (4) 良好な景観づくりに関する方針

No.	意見の概要	件数	区の考え方
1	「十条銀座かいわい」「十条富士かいわい」は、線路で	1	かいわいの区域については、身近な生活空間のまとま
	区分けしているが、現状に即していないと思う。十条仲		りとして、土地利用や基盤整備の状況等を踏まえて設定
	通り商店街や演芸場通り商店街も含め、「十条商店街かい		しており、ご指摘のかいわいについても、埼京線を境に
	わい」と分けるのが自然だと思う。		2つのかいわいとして設定させていただいております。
			それぞれのかいわいの景観づくりにおいては、独立し
			ているものではなく、他のかいわいとの連携も重要であ
			ると考えておりますので、それぞれの商店街との連携を
			踏まえた景観づくりを進めてまいります。

#### (5) 景観計画区域について

No.	意見の概要	件数	区の考え方
1	自分の住む地域が、どの景観計画区域に指定されてい	1	景観づくりをわかりやすく説明するためのガイドライ
	るかが簡単に分からないと、結果的に景観計画が意識さ		ンを策定する予定です。
	れなくなる可能性が高い。住民に当事者意識を持っても		ご指摘の点については、ガイドラインにおいて検討さ
	らうためにも、指定一覧表が必要である。		せて頂きます。

## (6) 一般地区の景観づくりについて

No.	意見の概要	件数	区の考え方
1	建築物の高さは、近隣住民との紛争になりやすい最重	1	北区の景観を方向づける骨格的な景観資源や地区固有
	要事項と考えるため、一般地区の景観形成基準の【高さ】		の景観特性等を活かし、特に景観づくりを重点的に推進
	にある「まちなみのスカイラインとの調和を図ります」		する景観形成重点地区では、一般地区と異なる景観形成
	では、実行力が伴わない。景観形成重点地区の隅田川沿		基準を設定しております。
	川地区の「著しく突出した高さの建築物は避ける」と同		高さや景観は、財産権や表現の自由などの関わりの中
	様な内容を入れるべきである。		で難しい課題があると認識しておりますが、地域の皆様
			が主体的にまちづくりを進めていく過程において総合的
			に景観について考えていくことが大切であり、地域の景
			観づくりへの熟度を高めながら検討してまいります。

## (7)特定地区の指定について

No.	意見の概要	件数	区の考え方
1	特定地区の指定において、景観形成方針地区は、方針	1	景観形成方針地区については、地域の皆様との話し合
	のみが定められ、景観形成基準は一般地区の基準が適用		いを進めながら、区域の指定や地区独自の景観形成基準
	され、区域区分もあいまいであり、実効性に乏しい。		を定めるなど、景観形成重点地区への移行を検討してま
	できる限り、区域や基準を独自に定められる「重点地		いります。
	区」への格上げを望む。		

# (8)景観形成重点地区について

No.	意見の概要	件数	区の考え方
1	西が丘地区において、圧迫感のあるマンションなどの	1	景観形成重点地区である西が丘地区では、地区独自の
	大きな建物は、壁面緑化をするなどして、景観を壊さな		景観まちづくり目標や方針、景観形成基準を定めること
	い配慮をして頂きたい。		とし、西が丘地区らしい住みよい住環境をまもりながら、
			良好な景観づくりをめざしてまいります。
			建築物の壁面後退の数値基準やベランダ・バルコニー
			の基準、垣塀柵の基準など、独自の基準を定めることに
			より、総合的に良好な景観を形成するための規制誘導を
			図ります。
2	西が丘地区における景観形成基準について、建築物の	1	西が丘地区の景観形成基準については、意見交換会や
	敷地面積の基準が、西が丘地区での説明会のとおり、現		説明会などを通じ、地域の皆様のご意見をいただきなが
	在のまちの状況にあった形で進められていることに満足		ら、見直しを行いました。建築物の敷地面積の基準は、
	しています。		165 ㎡から 100 ㎡に変更する案をお示ししています。
3	隅田川沿川地区の建築物の高さの基準は、旧古河庭園	1	隅田川沿川地区の高さの基準においては、「隅田川の水
	周辺地区と同様に、「地区内の主要な眺望点からの見え方		上、対岸、橋梁などの主要な眺望点からの見え方に配慮
	をシミュレーションし、地区内からの眺望を阻害する高		する」と規定しており、必要に応じて景観シミュレーシ
	さや規模にならないように配慮する」と定め、景観シミ		ョンなどにより、周辺の景観との調和について誘導して
	ュレーションを必ず求めるようにすべきである。		まいります。
4	地域の現状とは異なる大きさ、高さ、形状、形態の建	1	地域の皆様との話し合いなどにより、地区独自の景観
	物等が導入される際、たとえそれが各種法律・条例等に		まちづくり目標や方針、区域や景観形成基準の検討を行
	適合していたとしても、地域の景観が破壊されてしまう		い、景観づくりを進めてまいります。
	と地域住民は感じることとなる。地域住民の明確かつ大		
	多数の同意が必要である。		

#### (9) 景観形成方針地区について

No.	意見の概要	件数	区の考え方
1	景観形成方針地区では、一般地区の景観形成基準を適用するとのことであるが、景観づくりに重要な地区であるため不十分である。旧古河庭園周辺地区と同様に、景観シミュレーションを必ず求めるようにすべきである。	1	景観形成方針地区については、地域の皆様との話し合いを進めながら、区域の指定や地区独自の景観形成基準を定めるなど、景観形成重点地区へ移行を検討する地区としています。 景観シミュレーションを含めた景観形成基準については、景観形成重点地区への移行の中で、地域の皆様と検討を進めてまいります。
2	景観形成方針地区の飛鳥山公園周辺地区は、その他3つの景観形成方針地区が重なる場所であり、北区のシンボルである。 今回の指定において景観形成重点地区とし、区として景観づくりに重点的に取り組むべきである。	1	飛鳥山公園周辺地区については、他の景観形成方針地区と共に、地域の皆様との合意形成を図りながら、景観形成重点地区の指定に向け検討してまいります。
3	都電は北区の重要な観光資源で、見学・撮影に来る方も多いため、車窓や沿道だけでなく、写真撮影者の多い眺望スポットなどから都電を眺める景観についても十分配慮がなされるよう、都電沿線地区の景観づくりの目標・方針に加えて頂きたい。	1	景観形成方針地区、都電沿線地区における景観づくり 方針では、沿線や飛鳥山などから都電を眺めた景観にも 配慮し、連続性のある良好な景観づくりを進めてまいり ます。 なお、「沿道からの都電をみる景観」を「都電を眺める 景観」と修正いたします。 写真撮影者の多い眺望スポットに関するご意見につい ては、観光資源としての活用のご提案として、北区の観 光施策を担当する部署との連携を図りながら、今後、検 討を進めてまいります。

No.	意見の概要	件数	区の考え方
4	荒川沿川地区の景観づくりの目標・方針は、堤内地の	1	河川敷の自然環境や生態系の保全を踏まえた環境施策
	方針だけでなく、河川敷の自然環境や生態系の保全につ		の方向性については、「緑の基本計画」や「環境基本計画」
	いても明記していただきたい。		において示しております。
	特に、北区・子どもの水辺のような区民と行政の協働		荒川沿川地区における景観まちづくりにおいては、こ
	による維持管理が行われている場所については、景観資		れらの計画と連携しながら、自然豊かな水辺空間を活か
	源として活用すべく記述して頂きたい。		した景観づくりを進めてまいります。

## (10) 景観重要建造物・景観重要樹木について

No.	意見の概要	件数	区の考え方
1	景観重要建造物、景観重要樹木は、景観に最も貢献す	1	良好な景観として重要な建造物や樹木は、指定の方針
	る要素だと考えている。		に基づき、所有者との協議をし、指定に向けた検討を進
	所有者の協力が不可欠であるため、協力を得るために		めてまいりますが、その際、所有者への補助については、
	は、「金銭的な補助」も考えていただきたい。		国等の支援制度の活用も含め今後検討してまいります。

## (11)景観重要公共施設の指定について

No.	意見の概要	件数	区の考え方
1	景観重要公共施設の指定について、北区景観百選の「北	1	景観法では、景観重要公共施設に指定できる公共施設
	区を代表する景観十選」に選定されている公共施設のう		を道路、公園、河川などに限定されております。
	ち、北とぴあ、音無親水公園、岩淵赤水門、浮間公園、		都立浮間公園は、北区と板橋区にまたがり設置されて
	都電が景観重要公共施設から漏れている。		いますが、現在、板橋区おいても景観重要公共施設とし
	北とぴあは、区が管理者となっているので指定してほ		て指定されていません。今後、東京都及び板橋区と調整
	しい。また、浮間公園と都電は都と指定に向けて協議す		が必要と考えております。
	る意思を示して頂きたい。		

No.	意見の概要	件数	区の考え方
2	景観重要公共施設の景観重要道路としている「西が丘	1	「西が丘一丁目桜並木通り」については、桜並木の維
	一丁目桜並木通り」については、今後も見守っていくこ		持・充実を図る観点から、地域の皆様と北区が協働して、
	ととしたい。		うるおいのある景観づくりを進めてまいります。

# (12) 景観まちづくの推進について

No.	意見の概要	件数	区の考え方
1	景観計画の推進に際しては、区民、事業者、行政の連	1	北区では、関係する部署を明確にし、国や東京都、周
	携はもとより、行政(北区役所)における関係する課を		辺自治体との連携を図りながら、総合的な施策を通じて、
	対外的に明確化するなど「水も漏らさぬ密接な取り組み」		良好な景観形成に努めてまいります。
	を期待しています。		
2	特定地区の指定推進として、一般地区の特定地区への	1	良好な景観づくりに重要な地区や重点的に景観を整備
	移行や景観形成方針地区の景観形成重点地区への移行を		すべき地区については、区民の皆様との話し合いを進め
	積極的に進めて頂きたい。		ながら、特定地区の指定に向け検討を進めてまいります。
3	特定地区の指定推進に際して、「まちあるきやワークシ	1	特定地区の指定に向けた検討では、区民参加により景
	ョップ、講演会など区民や専門家の協働・参画」の機会		観意識の醸成を図るため、さまざまな協働・参画の機会
	を設けるに当たっては、町会・まちづくり協議会・市民		を設けてまいります。
	団体等への宣伝や各種イベントの活用、観光振興との連		その際には、ご意見のとおり、多くの皆様方が参加い
	携等により、できるだけ多くの周知に努めてほしい。		ただけるよう、町会・まちづくり協議会・市民団体等へ
			の周知方法を検討いたします。
4	「新景観百選の選定」や「優良景観形成の表彰」は、	1	良好な景観資源については、重要な建造物・樹木・公
	景観重要建造物・樹木・公共施設の指定と連携させ、選		共施設の指定に向け検討を進めてまいります。
	定された景観資源をこれらの指定の候補としていただき		
	たい。特に、公共施設の場合は、景観重要公共施設への		
	積極的な指定を求めたい。		

# (13) その他

No.	意見の概要	件数	区の考え方
1	飛鳥山公園の歩道を石神川沿いと同じようなレンガ模	1	ご意見については、公園管理者へ伝えてまいります。
	様にした方がいい。車椅子利用者や雨の降った翌日は動		
	き辛い。		
2	中央公園のトイレが古いため、新設し、新たに車椅子	1	
	利用者用のトイレを設置してほしい。		
3	中央公園は歴史的な古い公園で、木々が大きいのはい	1	
	いことだが、無造作に生えているため、少し剪定したほ		
	うがいい。		
4	浮間一丁目緑地は、防犯上、茂みが多く夜道が怖いた	1	
	め、もっと明るくして欲しい。		
5	浮間北公園のベンチ、滑り台、日除けの柵も錆びてい	1	
	て汚い。危険なので綺麗にして欲しい。また、いつまで		
	もゴミが落ちていて掃除、伐採がされていないため、も		
	う少し緑を手入れして欲しい。		
6	区が公園等の整備する計画を立てると、過剰に手をい	1	
	れた整備になりがちであるため、自然をあるがままに保		
	護することも大切であると思います。		
	未来を考えて、手を入れて整備する場所、手つかずの		
	自然を保護する場所を決めて、自然の保護地区について		
	は、きちんと保護する姿勢を貫いてほしいと思います。		
7	清水坂公園は、せっかくの環境を活用しきれていない	1	
	ので、五感で楽しむことのできる公園として、子どもを		
	健やかに育むことのできる場所にしてほしい。		

No.	意見の概要	件数	区の考え方
8	赤羽自然観察公園は、豊かな自然を身近に観察するこ	1	ご意見については、公園管理者へ伝えてまいります。
	とができる、都内では珍しい公園であるため、未来のた		
	めにも貴重な公園を大切に育てていただきたい。		
9	新豊橋から新田橋まで北区側の隅田川沿いに遊歩道を	1	ご意見については、河川管理者へ伝えてまいります。
	造ってほしい。		
10	荒川の北区側に記念樹を植えた方がいい。また防災の	1	
	ため、土手の斜面には松を植えた方が良いのではないか。		
11	北赤羽駅から、川沿いに道路があり、車も人通りも多	1	ご意見については、道路管理者へ伝えてまいります。
	い場所となっていますが、街灯が少なくとても暗いため		
	物騒な雰囲気となっています。		
	夜も安心して通れるように街灯の設置を検討していた		
	だきたい。		
12	北本通りの両側の建物は、火災が広がらないための措	1	幹線道路の沿道では、圧迫感を和らげる建築物のデザ
	置とのことだが、城壁のように高すぎると感じる。		イン、色彩などを誘導し、周辺との調和やスカイライン
	地球温暖化の影響を与えていないだろうか。大学教授		の形成に配慮した景観づくりを進めることとなります。
	などの研究者からの意見を積極的に取り入れてほしい。		地球温暖化の影響など環境に関するご意見について
			は、関係する部署と共有させていただきます。
13	家と家の間が狭すぎるため、風通しが悪い。また、植	1	建築物の配置については、景観形成基準により「適切
	木鉢が道路にはみ出し危険である。		な隣棟間隔の確保など、まちなみとの調和に配慮する」
	不動産や建築などの業者や居住者は、それぞれよく考		としております。
	えていただきたい。		モラルに関するご意見については、関係する部署と共
			有させていただきます。

No.	意見の概要	件数	区の考え方
14	高層建物が景観を損ねていると思う。素人の目では、	1	一定規模の高さの建築物については、まちなみの調和
	必要以上に高いし、地震で道路を塞ぐこととならないか		を図るため、景観法による届出により、その建築物の配
	が不安である。		置や高さ、形態・意匠・色彩などについて、規制誘導を
	自然が無くなることが無いように、これ以上、高層建		図ることとしています。
	物が建たないことを切に希望します。		ご意見については、今後のまちづくりへの参考とさせ
			ていただきます。
15	ふれあい橋は北区景観百選にも選ばれている、"魅力あ	2	今回の景観づくり計画では、公共施設等における景観
	る景観″です。この橋の上には 2 つの喫煙所があり、橋		づくりの方針を定めて、それぞれの公共施設を整備する
	には副流煙が漂っています。		際に景観づくりに配慮することとしております。
	"魅力ある景観"を更に発展させるためにも、今回の北		喫煙所に関するご意見については、関係する部署と共
	区景観づくり計画で、これら喫煙所の移動をご検討いた		有させていただきます。
	だきたい		
16	煙草の吸い殻の落ちていない町づくりを進めるため、	1	区民の皆様が「まちをきれいにする」ことを考えるこ
	路上喫煙の禁止を徹底してほしい。		とは、景観まちづくりにおいて、大変重要です。
	路上喫煙禁止条例があるわりに、どこでも煙草の吸殻		区では、路上喫煙禁止等に関する条例を制定し、区内
	が落ちており、きれいな街づくりのため、子供を煙草の		全域歩きたばこ禁止等の取り組みを進めております。
	害から遠ざけるために必要だと思う。そのためにも、コ		ご意見については、関係する部署と共有させていただ
	ンビニの前の喫煙している人も禁止にするべきだと思う		きます。
	し、駐車場の場合もなるべく禁煙にしてもらいたい。		
17	歩道が車のためにつくられている。自転車道の整備が	1	ご意見については、関係する部署と共有させていただ
	進められているが、人、車椅子の通りやすい歩道整備が		きます。
	急務である。		
18	桜の木の寿命が過ぎており、近年の異常気象による二	1	ご意見については、関係する部署と共有させていただ
	次災害も免れないので、桜の植え替えを急いでほしい。		きます。

No.	意見の概要	件数	区の考え方
19	赤羽岩淵駅の近くにある建物に、壁画があり、可能で	2	民間建物の壁画の活用に関しては、建物所有者や著作
	あれば電柱の位置変更と夜のライトアップなど、作品が		権者の意向を踏まえて検討することが必要となります。
	わかる工夫をお願いしたい		ご意見として受け止めさせていただきます。
20	浮間図書館は、古くて汚い、新しくして明るくして欲	1	公共建築物は、北区を印象付ける重要な景観の要素で
	U61°		あると考えており、公共施設等の整備に際して、良好な
			景観づくり向けた配慮事項に基づき整備を進めることと
			なります。
			ご意見については、関係する部署へ伝えてまいります。
21	浮間はマンションが出来ていて人口も伸びている、子	1	ご意見については、関係する部署へ伝えてまいります。
	育て環境を改善するべきである。		
22	景観づくりの誘導については、何よりも公共施設が先	1	公共建築物は、北区を印象付ける重要な景観の要素で
	頭を切らなければならないと考えています。		あると考えており、公共施設等の整備において、良好な
	王子西地区の景観づくりにおいては、都営住宅の占め		景観づくりへ向けた配慮事項に基づき整備を進めること
	る割合が高く、景観に大きく左右しています。		となります。
	ついては、周辺住民と都営住民の双方の利益のために		このため、都営住宅の建替えに際しても、東京都に対
	も、都営住宅の建替えに際しては、他区に先駆けた革新		し、良好な景観づくりに資する整備を求めております。
	的な東京都との協働を期待しています。		今後とも都営住宅の建て替え時には周辺の街並みの調
	また、これから始まる都営中十条アパートや王子アパ		和を図るため、事前協議や景観法による届出において景
	ートなどの建て替えには、景観を重視した協議を行って		観形成基準による規制誘導に努めてまいります。
	いただきたい。		

No.	意見の概要	件数	区の考え方
23	北区の近代・現代の歴史や文化財のコンセプトを持っ	1	ご提案については、関係する部署へ伝えてまいります。
	た北区立中央図書館は、「赤レンガ図書館」として、北区		
	の景観として最も成功している公共施設であると思いま		
	す。		
	王子西地区の景観として統一感を持たせるには、「赤レ		
	ンガ」のコンセプトを一つの方向性として位置づけるこ		
	ととし、区役所通りなどの主要道路や中央公園などの改		
	修の際にレンガを使用することを提案します。		
24	「名主の滝公園」と「音無川親水公園」は、今後の北	1	ご意見については、関係する部署と共有させていただ
	区の景観資源として守り、育てるべき公園であり、「清水		き、様々な機会を捉えて PR に努めてまいります。
	坂公園」「中央公園」「滝野川公園」は、水に触れられる		
	公園であるなど、これらの潤いある北区の特徴をもっと		
	重視・宣伝するべきと考えている。		
25	十条駅前の再開発計画は、十条の下町情緒という地域	1	ご意見については、関係する部署へ伝えてまいります。
	の特性を生かした観光地としてのまちづくりを考えた		
	時、駅前にビルを建て線路を高架化することは大きな損		
	失だと思います。		
	また、外国人観光客の視点では、日本に期待するもの		
	が揃っている珍しい地域であり、リーズナブルに日本を		
	楽しめる観光地として、海外で評価される可能性がある		
	と思います。		
	駅前のどかな景観を残しつつ、高さの低いビルを看板		
	建築風に整備するなど観光地として魅力を高めた方が良		
	いのではないか。		

No.	意見の概要	件数	区の考え方
26	十条地区は、防災の観点から、古い木造家屋を全て残	1	ご意見については、関係する部署へ伝えてまいります。
	すことは無理でしょうが、昔の町並みや路地の保護地区		
	を作るなど、観光に活かしていくことが必要ではないか。		
27	補助73号線の計画について、今後、人口が減り、車	1	ご意見については、補助73号線の整備を担当する東
	の通行量も減少することが予測されるため、道路は最低		京都へ伝えてまいります。
	限の幅員にし、残りは緑道公園にするなど、まちの景観		
	を保護して頂きたい。		
	消防車が入れる最低限の道を確保することは必要であ		
	ると思いますが、大規模な住民の立ち退きを行ってまで、		
	現在の計画を進める必要があるかをよく検討してくださ		
	UN.		

# 4. パブリックコメントに該当しない意見

No	意見の概要	件数	区の考え方
1	明治通り沿いの鍵付きの屋外広告物を取り除いてほし	1	ご意見については、担当する部署へ伝えてまいります。
	⟨V₀		